

議案第9号

勝山市税条例等の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて

勝山市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年6月7日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、勝山市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専決処分書

令和4年度の税制改正として地方税法及び関連法案が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行された。

これに伴い、勝山市税条例等の一部改正について、事務上緊急を要し、かつ、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年4月1日

勝山市長 水上 実喜夫

勝山市条例第1号

勝山市税条例等の一部を改正する条例

(勝山市税条例の一部改正)

第1条 勝山市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同条第6項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書を削り、同項各号を削る。

第34条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「法第321条の8第60項」を「法第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「法第321条の8第69項」を「法第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項本文中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

第73条の3第1項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第143条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第151条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「市町村の」を削り、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、「市町村の」を削り、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、「市町村の」を削り、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、「市町村の」を削り、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、「市町村の」を削り、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、「市町村の」を削り、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1項」に改め、「市町村の」を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、「市町村の」を削り、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、「市町村の」を削り、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、「市町村の」を削り、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、「市町村の」を削り、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、「市町村の」を削り、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、「市町村の」を削り、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、「市町村の」を削り、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、「市町村の」を削り、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、「市町村の」を削り、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、「市町村の」を削り、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、「市町村の」を削り、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、「市町村の」を削り、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、「市町村の」を削り、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第22項中「附則

第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、「市町村の」を削り、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、「市町村の」を削り、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、「市町村の」を削り、同条第25項及び第26項中「市町村の」を削る。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第16条の3第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。」を「前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。」に改め、同項各号を削る。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項中「特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書を削り、同項各号を削る。

附則第20条の3第4項中「の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。。)」を「分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書を削り、同項各号を削り、同条第6項中「の翌年の4月1日の属する年度分の」を「分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書」を「確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第22条の3中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第22条の10中「附則第22条の7」を「附則第22条の8」に改める。

附則第22条の11中「第22条の9」を「前項」に改める。

附則第22条の12中「第13項」を「第10項」に、「第18項」を「第14項」に、「第22項」を「第18項」に、「第24項」を「第20項」に、「第25項」を「第21項」に、「第29項」を「第25項」に、「第33項」を「第28項」に、「第37項」を「第32項」に、「第39項」を「第36項」に、「第42項から第44項まで、」を「第39項、」に、「第47項」を「第40項」に、「第48項」を「第44項」に改める。

(勝山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 勝山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年勝山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち勝山市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中勝山市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中勝山市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中勝山市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第2条中第1条のうち勝山市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。令和5年1月1日
- (5) 第2条中附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。令和6年1月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の勝山市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（勝山市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の勝山市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出す

る同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の勝山市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の勝山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の勝山市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
 - 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の勝山市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。